

広野檜葉都市計画河川の決定（福島県決定）

都市計画河川を次のように決定する。

名 称		位 置		区 域		構 造	備 考
番号	河川名	起 点	終 点	幅員	延長		
1	浅見川	左岸 広野町大字下 浅見川字前川 原	左岸 広野町大字下 浅見川字坊田	40～70m	約 650m	堤防式 単断面式	二級河 川
		右岸 広野町大字下 浅見川字前川 原	右岸 広野町大字下 浅見川字坊田				
2	北迫川	左岸 広野町大字下 北迫字北釜	左岸 広野町大字下 北迫字腰巻	20～100m	約 720m	堤防式 単断面式	二級河 川
		右岸 広野町大字下 北迫字北釜	右岸 広野町大字下 北迫字腰巻				

「区域は計画図のとおり」

理 由

浅見川及び北迫川は、東日本大震災により津波被害を受けた地区を流下する河川であり、海岸堤防や市街地部の避難計画により、津波被害の軽減など多重防御による防災性の向上を図るため、河川堤防の整備を行うにあたり、本案のとおり決定しようとするものである。

都市計画の決定に係る土地の区域

新たに都市計画に含まれる土地の区域

福島県双葉郡広野町のうち、

大字下浅見川字前川原、字比屋蔭、字川原田、字坊田の各一部の区域

大字下北迫字北釜、字久保田、字前川原、字腰巻の各一部の区域